

# 全国介護保険・高齢者保健福祉 担当課長会議資料

平成25年3月11日（月）

厚生労働省老健局

- 本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可  
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

## 6. 在宅サービスについて

### (1) 訪問介護について

#### ① サービス提供責任者について

介護員養成研修課程の見直しにより、本年4月より、「介護職員初任者研修課程」(以下「初任者研修課程」という。)を創設することとなったところであり、「介護職員基礎研修課程」「訪問介護に関する1級課程」(以下、「1級課程」という。))「訪問介護に関する2級課程」(以下、「2級課程」という。))を修了した者については、初任者研修課程を修了したとみなされることとなった。これに伴い、サービス提供責任者の取扱いが以下のとおりとなるのでご留意いただきたい。

- ア 初任者研修課程修了者がサービス提供責任者となるには、これまでの2級課程修了者と同様、3年以上の実務経験を要件とする。ただし、介護職員基礎研修課程及び1級課程修了者については、これまでどおり実務経験を要件としない。
- イ 看護師等の資格を有する者はこれまで1級課程を免除することが可能とされていたことから、サービス提供責任者になるには、これまでどおり実務経験を要件としない。
- ウ 2級課程修了者を対象としていたサービス提供責任者の配置に係る減算については、初任者研修課程修了者とみなされる者のうち、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者、看護師等は対象としない。
- エ 特定事業所加算の算定要件として、訪問介護員等のうち、介護福祉士等の占める割合が要件とされているが、これまでどおり、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者、看護師等を対象とする。

なお、関係告示等については年度内にお示しする予定である。

また、2級課程修了者をサービス提供責任者として配置している事業所は、当該サービス提供責任者が介護福祉士等の資格を取得することが確実に見込まれるものとして届出をした場合に減算の対象としないこととしていたところであるが、本経過措置については平成25年3月31日をもって終了するので、事業者等への周知等をお願いしたい。

② 生活援助の適切なサービス提供について

訪問介護の生活援助に係る報酬算定については、平成24年度介護報酬改定において時間区分の見直しを行ったところであるが、一部に全てのサービスを「45分未満」で提供しなければならないかのような誤解をされている面があるが、見直し後においても、時間区分「所要時間45分以上」があるため、これまで行われていた60分程度のサービスを実施することは可能である。改めて、適切なアセスメントとケアマネジメントに基づくサービス提供について周知をお願いしたい。